一般社団法人ワールドスケートジャパン加盟団体規程

第1章　総　則

第1条　この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下［本連盟］という）定款第 14 条　第 62 条により、加盟団体規程を定める。

第2章　加盟手続き

第2条　本連盟に加盟しようとする団体の代表者より、次の書類を提出しなければならない。

１．　加盟申請書
２．　規約
３．　役員一覧表
４．　当該年度の事業計画及び予算書
５．　前年度の事業報告及び決算書
６．　事務所の所在地

第3章　会員

第 3 条　本連盟への入会は定款第 5 条、第 6 条により理事会の承認を受けなければならない。

第４章　入会金及び会費

第４条　入会金及び会費は次のとおりとする。

１．　入会金
（１）正会員　１団体　　なし
（２）賛助会員　　なし
２．　会費
（１）正会員　　１団体　１０，０００円
１競技部門　なし
（２）賛助会員　１口　　３０，０００円
３．　会費の納入
加盟団体は毎年度所定の会費を納入しなければならない。

第５章　　資格の喪失

第５条　会員は定款第１０条の条件を失ったとき資格を喪失する。

第６章　　本規程の変更

第６条　本規程は理事会に諮り、社員総会の議決により変更する事が出来る。

付則

１．　この規程は昭和２８年９月１０日より施行する。
１．　この規程は昭和３９年４月１日之を改正実施する。
１．　この規程は昭和３９年１１月７日之を改正実施する。
１．　この規程は昭和４９年４月１日之を改正実施する。
１．　この規程は昭和５０年４月１日之を改正実施する。
１．　この規程は昭和５２年４月１日之を改訂実施する。
１．　この規程は昭和５６年４月１日之を改訂実施する。
１．　この規程は昭和６３年４月５日之を改訂実施する。
１．　この規程は平成４年４月５日之を改訂実施する。
１．　この規程は平成８年４月５日之を改訂実施する。
１．　この規程は平成１８年４月１日之を改正実施する。
１．　この規程は平成２３年５月１日之を改正実施する。
１．　この規程は平成３０年５月１２日之を改正実施する。
１．　この規程は令和５年５月２７日之を改正実施する。